

## 学年別履修基準

(学業成績評価並びに課程修了及び卒業の認定等に関する規則(令和3年度・令和2年度・平成31年度の入学生用)より抜粋)

(授業科目の履修)

第2条 カリキュラム表で示す当該学年,当該学科で開設する科目は選択科目を除きすべて履修するものとする。ただし,単位を修得しようとする授業科目(校外実習及び学則第13条の4第1項の文部科学大臣が定める学修等(以下「特別学修」という。)は除く。以下同じ。)については,「履修(単位修得)届」(様式1号)を所定の期日までに校長へ提出しなければならない。

- 2 履修(単位修得)届が提出され,かつ届で指定された科目のうち履修要件(第2条3項,第3条,第17条,シラバスや教務委員会で別途指定する条件)を満たしているものを「履修科目」とする。
- 3 同時に複数の授業科目が開講される場合,履修できる科目は1科目とする。

(授業科目履修の特例)

第3条 第5学年においては第4学年の授業科目のうち修得した科目を除き,履修することができる。

(課程修了の認定)

第14条 各学年における課程修了の認定は,教務委員会の議を経て校長が行う。

- 2 課程修了の認定は,次の各号の全てに該当する者について行う。
  - 一 第1学年から第3学年においては,特別活動の出席状況が良好(授業時数の3分の2以上の出席)であり,かつ履修状況が良好な者
  - 二 各学科の当該学年までの修得累計単位数が次の表に定める単位数以上であること。

学科	学年			
	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年
機械工学科, 電気情報工学科, 電子制御工学科, 情報工学科	29単位	61単位	95単位	130単位
環境・建設工学科	30単位	63単位	97単位	130単位

- 三 認定年度において3ヵ月以上の停学を受けていない者

(原級留置及び条件付課程修了)

第15条 学年の課程修了が認定されない者は,原級留置とする。ただし,第1学年又は第2学

年の学生のうち、各学科の当該学年までの修得累計単位数等が次項に該当する場合、条件付課程修了として特別に教務委員会の議を経て校長が進級を認める場合がある。

2 条件付課程修了の認定は、次の各号の全てに該当する者について行う。

一 各学科の当該学年までの修得累計単位数が次の表に定める単位数以上である者

学科	学年	
	第1学年	第2学年
機械工学科	27単位	59単位
電気情報工学科		
電子制御工学科		
情報工学科		
環境・建設工学科	28単位	61単位

二 第1学年及び第2学年において、特別活動の出席状況が良好（授業時数の3分の2以上の出席）である者

三 認定年度において3ヵ月以上の停学を受けていない者

（原級留置者の履修）

第17条 原級留置者においては、原学年における授業科目のうち修得した科目を除き、履修するものとする。ただし、原学年で既に修得を認められた科目については「再履修願」（様式3号）を当該科目担当教員及び学級担任等の許可を得た後、校長へ提出した上で、再履修することができる。この場合、原学年で既に修得を認められた科目の成績は、無効となる。

2 第1学年から第3学年までに留められた者においては、特別活動を履修しなければならない。

3 第1項にかかわらず、第4学年に留められた者においては、第5学年の授業科目（卒業研究を除く。）を履修することができる。

（卒業の認定）

第23条 卒業の認定は、教務委員会の議を経て校長が行う。

2 卒業の認定は、第5学年において修得累計単位数が167単位以上（そのうち、一般科目75単位以上、専門科目82単位以上）であり、かつ全学科共通のディプロマ・ポリシー及び在籍学科のディプロマ・ポリシーの全てについて、それぞれ対応する科目を1単位以上修得した者について行う。ただし、停学中の者、第5学年において3ヵ月以上の停学を受けた者を除く。

3 第5学年において、卒業に必要な修得累計単位数の不足分が6単位以内である者に限り、卒業追認試験を実施し、卒業の追認定を行うことがある。

4 卒業追認試験は、第4学年及び第5学年において履修した不合格科目の中から実施する。

5 卒業の追認定は、教務委員会の議を経て校長が行う。

6 卒業追認試験の実施については、別に定める。